

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和2年5月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
石巻市役所本庁舎  
石巻市穀町14番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
石巻市 市長 亀山 紘  
石巻市穀町14番1号
- 3 変更しようとする事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前9時から午後8時まで  
(変更後) 午前8時から午後8時まで
- 4 変更の年月日  
令和2年4月23日
- 5 届出年月日  
令和2年4月21日
- 6 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 7 縦覧期間  
令和2年5月1日から令和2年9月1日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。